

特定町営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程

平成23年4月1日告示第27号

改正

令和4年6月3日告示第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、特定町営建設工事の請負契約を締結する場合における一般競争入札参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営建設工事 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号。以下「資格等規程」という。）第2条第1号に定める町営建設工事をいう。
- (2) 特定町営建設工事 大規模かつ技術的難度の高い町営建設工事で町長がその施工の都度指定するものをいう。
- (3) 特定共同企業体 第4条の規定に基づき、特定町営建設工事の施工を共同で行うことを目的としてその施工の都度結成する企業体をいう。

(特定町営建設工事の請負契約)

第3条 特定町営建設工事の請負契約は、特定共同企業体を参加者とする一般競争入札の方法により締結するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、資格等規程第6条に定める資格者（以下「資格者」という。）で、特定町営建設工事の施工が可能なものがある場合は、特定共同企業体と資格者との混合による一般競争入札を行うことができる。

(特定共同企業体の結成方法等)

第4条 特定共同企業体は、資格者を構成員として、任意に結成するものとする。

(申請書の提出)

第5条 前条の規定に基づき結成された特定共同企業体は、町長が指定

する期日までに、特定町営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を構成員の連名で町長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる事項を記載した特定共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の写しを添付しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 成立及び解散の時期
- (5) 構成員の名称及び所在地
- (6) 代表者の名称及び権限
- (7) 構成員の責任
- (8) 構成員の出資比率
- (9) 利益金の配当
- (10) 欠損金の負担
- (11) 解散後の契約不適合責任
- (12) その他町長が必要と認める事項
（資格の審査）

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書及び協定書の写しにより、入札参加資格の審査を行うものとする。

（資格審査結果の通知）

第7条 町長は、前条の資格審査を行ったときは、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年6月3日から施行する。